

# 公 開 情 報

- ・ 定款
- ・ 役員名簿
- ・ 社員名簿
- ・ 平成 27 年度事業報告
- ・ 平成 27 年度決算書
- ・ 平成 28 年度事業計画
- ・ 平成 28 年度予算書
- ・ 役員給与規程
- ・ 役員退職手当規程

# 定款

公益社団法人日本茶業中央会  
東京都港区東新橋2-8-5  
電話 03-3434-2001

# 公益社団法人日本茶業中央会定款

平成 25 年 4 月 1 日 制 定

## 第 1 章 総 則

### ( 名 称 )

第 1 条 この法人は、公益社団法人日本茶業中央会という。

### ( 事務所 )

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置き、理事会の決議を経て必要の地に従たる事務所を置くことができる。

### ( 目 的 )

第 3 条 この法人は、お茶の振興に関する基本的方策を樹立し、安全で良質な茶の需給関係の総合的改良発達を推進するとともに、茶文化の振興を図ることにより、茶業の健全な発展及び国民生活の豊かさの向上実現に寄与することを目的とする。

### ( 事 業 )

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 茶業及び茶文化の振興に関する関係機関への提言に関すること。
- (2) 茶の需要の拡大、計画的な生産等茶の需給の安定に係る総合的施策の推進に関すること。
- (3) 茶の生産、流通及び加工の合理化に関すること。
- (4) 安全安心な信頼性の高い茶の供給体制の整備に関すること。
- (5) 国際的な視点に立った日本茶の振興と日本茶文化の普及に関すること。
- (6) 茶に関する情報の収集、機能性等の調査研究とその活用に関すること。
- (7) 消費者に向けた、茶の健康的、文化的等の情報提供に関すること。
- (8) 茶業に関する団体相互の連携、協調に関すること。
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

2 前項の事業は本邦及び海外において行うものとする。

### ( 規 約 )

第 5 条 この定款で定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、規約で定める。

## 第2章 会 員

### ( 会 員 )

第6条 この法人を構成する会員は、正会員及び賛助会員とする。

- (1) 正会員は全国をその地区とする茶業に関する団体及びそれ以外の茶業に関する団体であって理事会の承認を受けたものとする。
- (2) 賛助会員は本会の事業を賛助する個人又は団体であって理事会の承認を受けたものとする。

2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

### ( 加 入 )

第7条 この法人の会員になろうとする者は、加入申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により加入申込書を提出しようとする者は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 団体の場合は定款又はこれに代わるべき規程及び代表者の氏名及び住所を記載した書面
- (2) その他この法人が必要と認めた書類

### ( 任意脱退 )

第8条 会員は、脱退の申し出を行うことにより任意にいつでも脱退することができる。

### ( 除 名 )

第9条 この法人は、会員が次の各号の1に該当するときは、総会の決議を経て、その会員を除名することができる。この場合にはこの法人は、その総会の開催日の7日前までにその会員に対してその旨を書面をもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えるものとする。

- (1) この法人の事業を妨げ、又はこの法人の名誉を損する行為をしたとき。
- (2) 定款又は総会の決議を無視する行為をしたとき。

2 会長は、除名の決議があったときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

### ( 会員資格の喪失 )

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第11条の納入義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が解散又は死亡したとき。

### ( 会 費 )

第11条 会員は、毎年総会で定める会費を納入しなければならない。

2 既納の会費は、いかなる場合においてもこれを返還しない。

( 届 出 )

第 12 条 団体である会員は、その名称若しくは代表者の氏名又は住所に変更があったときは遅滞なく、この法人にその旨を届け出なければならない。

2 団体である会員は、あらかじめ、その代表者として権利を行使する者をこの法人に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

### 第 3 章 総 会

( 開 催 )

第 13 条 総会はすべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

第 14 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、総会において出席正会員のうちから選出する。

3 通常総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会において必要と認めたとき

(2) 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員から総会の目的たる事項及び招集の理由を示して請求があったとき

(総会の招集 )

第 15 条 総会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、前項の規定にかかわらず、各理事が総会を招集する。

(総会の決議方法等 )

第 16 条 総会は、正会員総数の過半数に当たる正会員が出席しなければ開くことができない。

2 正会員は、総会において、正会員 1 名につき 1 個の議決権を有する。

3 総会の議事は、第 18 条に規定する場合を除き出席した正会員の議決権の過半数で決する。

(総会の決議事項 )

第 17 条 総会で決議するものとして法令又は、この定款において別に定める事項のほか次の事項は総会の決議を経なければならない。

(1) 会費の額及びその徴収方法の決定又は変更

(2) 理事及び監事の報酬等の額及び支給基準

(3) 定款の変更

- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 規約の制定又は改廃

( 特別決議 )

第 18 条 次の事項は、総会において総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 会員の除名
- (4) 監事の解任

( 代理及び書面又は電磁的方法による議決権の行使 )

第 19 条 正会員は、あらかじめ通知された事項につき、代理人、書面又は電磁的方法により議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面又は電磁的方法により議決権を行使する場合は、その内容が総会の日の前日までにこの法人に到達しないときは、無効とする。
- 3 第 1 項の代理人は、代理権を証する書面をこの法人に提出しなければならない。
- 4 第 1 項の規定により議決権を行使する者は、出席者とみなす。

( 議事録 )

第 20 条 総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその総会において選出された議事録署名人 2 人以上が記名し、押印するものとする。
- 3 議事録は、主たる事務所に備えつけておかなければならない。

## 第 4 章 役員等

( 役員の数及び選任 )

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 16 人以上 20 人以内
- (2) 監事 3 人以内

- 2 理事及び監事は、総会において正会員である団体の役員のうちから選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、正会員である団体の役員以外から理事 5 人以内を選任することができる。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係がある者の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることにはならない。

- 4 他の同一の団体(公益法人を除く)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 6 この法人の監事は、他の同一の団体(公益法人を除く)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者であってはならない。
- 7 理事のうちから会長1人、副会長2人、専務理事1人を理事会の決議によって選定する。
- 8 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

( 役員の職務 )

第22条 会長は、この法人を代表し、この法人の職務を執行する。

- 2 副会長は会長を補佐し、専務理事は会長及び副会長を補佐するとともに事務局を統括して会務を処理する。
- 3 理事は、理事会を組織し、職務を執行する。
- 4 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

( 役員の任期 )

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
- 3 補欠又は増員による理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。

( 辞任又は任期満了の場合 )

第24条 任期満了又は辞任により、理事又は監事数がその定数を欠くに至った場合は、退任した理事又は監事はその後任者が就任するまでは、その権利義務を有する。

( 解 任 )

第25条 理事及び監事は、総会の決議を経て解任することができる。

( 報 酬 )

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長及び常勤の理事には総会の決議を経て報酬を支払うことができる。

( 顧 問 )

第 27 条 この法人に、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議を経て、会長が選任する。
- 3 顧問は無報酬とする。
- 4 顧問は、この法人の重要事項について会長の諮問に応ずる。

第 5 章 理 事 会

( 理 事 会 )

第 28 条 この法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 4 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 5 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、出席した理事の中から議長を選任する。
- 6 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決する。
- 7 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

( 議事録 )

第 29 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は前項の議事録に記名し、押印するものとする。

第 6 章 専 門 委 員 会

( 専 門 委 員 会 )

第 30 条 会長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の決議を経て専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関する必要な事項は、理事会で別に定める。

第 7 章 事 務 局

( 事 務 局 及 び 職 員 )

第 31 条 この法人の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局に関する規程は、理事会の決議を経て会長が別に定める。
- 3 職員は、会長が任免する。

第 8 章 資 産 及 び 会 計

( 事 業 年 度 )

第 32 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

( 事業計画及び収支予算 )

第 33 条 会長は、毎事業年度開始の日の前日までに事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

( 事業報告及び決算 )

第 34 条 会長は、毎事業年度終了後、次の書類を作成し監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 第 1 項の規定により報告され、又は承認を受けた書類の他、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

( 公益目的取得財産残額の算定 )

第 35 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

## 第 9 章 定款の変更及び解散

( 定款の変更 )

第 36 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

( 解 散 )

第 37 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（ 公益認定の取消し等に伴う贈与 ）

第 38 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（ 残余財産の帰属 ）

第 39 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 10 章 公告の方法

（ 公告の方法 ）

第 40 条 この法人の公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は榛村純一、副会長は田中鉄男と鈴木毅志、専務理事は柳澤興一郎とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 32 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

公益社団法人日本茶業中央会役員名簿

役職名	氏名	所属団体及び現職名
理事	榛村 純一	公益社団法人静岡県茶業会議所会頭
〃	吉田 利一	全国茶生産団体連合会会長
〃	齋藤松太郎	全国茶商工業協同組合連合会理事長
〃	柳澤興一郎	公益社団法人日本茶業中央会専務理事
〃	長峰宏芳	一般社団法人埼玉県茶業協会会長
〃	紅林 茂	静岡県経済農業協同組合連合会経営管理委員会委員長
〃	堤 利道	三重県茶業会議所副会頭
〃	新谷 紘一	一般社団法人奈良県茶業会議所代表理事
〃	後藤 正義	一般社団法人鹿児島県茶生産協会会長
〃	君野信太郎	東京都茶協同組合理事長
〃	富田 清治	愛知県茶商工業協同組合理事長
〃	中嶋 正	三重県茶商工業協同組合理事長
〃	堀井 長太郎	京都府茶協同組合理事長
〃	池田 耕一	鹿児島県茶商業協同組合理事長
〃	桐島 俊昭	日本茶輸出組合理事長
〃	天 野 一	公益社団法人静岡県茶業会議所理事
〃	杉本 貞雄	公益社団法人京都府茶業会議所会頭
〃	北 郷 栄	公益社団法人鹿児島県茶業会議所会頭
〃	佐藤 昭一	公益社団法人鹿児島県茶業会議所専務理事
監事	石川 和弘	静岡県経済農業協同組合連合会常務理事
〃	榎田 将夫	全国茶商工業協同組合連合会専務理事
〃	小澤 俊幸	公益社団法人静岡県茶業会議所専務理事

## 社員名簿

団 体 名	郵便番号	所 在 地
全国茶生産団体連合会	101-0047	千代田区内神田1-1-12 コープビル9階
全国茶商工業協同組合連合会	420-0005	静岡市葵区北番町81 茶業会館内
日本茶輸出組合	420-0011	静岡市葵区安西5-43
公益社団法人 静岡県茶業会議所	420-0005	静岡市葵区北番町81 茶業会館内
公益社団法人 京都府茶業会議所	611-0021	宇治市宇治折居25-2 宇治茶会館内
公益社団法人鹿児島県茶業会議所	891-0122	鹿児島市南栄3-12

1 平成 27 年度事業報告

I 茶業の概況

ア 生産の概況

(ア) 茶栽培面積

全国の茶栽培面積は、4 万 4,000ha で前年に比べ 800ha 減少した。地域的に見ると減少した県は静岡県△300ha、熊本県△80ha、岐阜県△76 ha、三重県△70ha、宮崎県△60ha 鹿児島県△60ha となっている。

区分 年	栽培面積 (ha)			摘採面積 (ha)	
	合計	専用園	兼用園	実面積	延面積
平成 27 年	44,000		—	35,600	81,300
平成 26 年	44,800		—	36,076	82,411
前年比%	99	—	—	99	99

資料：1 農林水産省統計による。摘採面積は 12 主産県調査の計である。  
なお主産府県栽培面積は 27 年 37,631ha（前年 38,223ha）で前年比 98%。

(イ) 荒茶生産量

主産県の荒茶生産量は 76,400t で前年に比べ、5%減少している。

茶期 年度	計 t	一番茶 t	二番茶 t	三番茶 t	四番茶 t	秋冬春番茶 t
平成 27 年	76,400	31,400	20,300	5,920	1,210	17,500
平成 26 年	80,066	32,112	23,189	6,050	1,373	17,386
前年比%	95	98	88	98	88	101

資料：農林水産省作物統計による。年計、茶期別は 12 主産県調査の計である。

(ウ) 茶種別生産量

① 主産県の茶種別生産量は、おおい茶が増加し、他の茶種は前年比で減少している。

茶種 年	計 t	玉露 t	かぶせ茶 t	てん茶 t	普通せん茶 t	玉緑茶 t	番茶 t	その他 t
平成27年	76,400		6,710		45,800	1,720	19,500	2,580
平成26年	80,066		6,103		49,916	2,018	20,081	1,947
前年比 %	95		110		92	85	97	133

資料：農林水産省作物統計による。茶種別は主産12府県値。

(参考)	主産府県 t	その他県 t	全 国 t	備 考
平成10	78,700	3,900	82,600	主産14府県調査
15	86,805	5,095	91,900	全県調査
19	92,100	2,000	94,100	主産16府県調査
20	93,500	2,000	95,500	主産16府県調査
21	83,945	2,055	86,000	全県調査
22	83,000	2,000	85,000	主産16府県調査その他推計
23	82,100	-	-	主産16府県調査
24	85,900	-	-	主産16府県調査
25	82,800	2,000	84,800	主産16府県調査その他推計
26	81,931	1,569	83,500	全県調査
27	76,400	3,100	79,500	主産12府県調査その他推計

資料： 1 農林水産省統計部による。

2 主産16府県；茨城、埼玉、静岡、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、奈良、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島

3 主産12府県；埼玉、静岡、愛知、三重、京都、奈良、福岡、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島

#### イ 荒茶価格（煎茶）

全生連調査によると三番茶を除き他の茶期はやや安めとなっている。

	単位；円/kg、%				
	一番茶	二番茶	三番茶	四番茶	冬春秋番茶
平成5	2,970	1,026	780	612	392
10	2,442	1,172	700	660	284
15	2,868	1,085	678	795	325
16	2,926	1,275	996	1,132	417
17	2,670	1,118	804	732	316
18	2,626	960	509	316	
19	2,641	974	579	347	
20	2,396	883	565	588	
21	2,250	715	370	290	
22	2,645	780	374	402	
23	2,438	844	570	572	
24	2,223	838	604	509	
25	2,188	781	444	388	
26A	2,199	683	340	346	
27B	1,994	671	405	342	
前年比 B/A %	91	98	119	99	

資料： 全国茶生産団体連合会調査による。

ウ 消費の動向

(ア) 茶需要量

- ① 平成 27 年の茶需要量は、供給ベースから推定すると 8 万 t となっている。供給内容をみると、国内生産量がやや減少、輸出量は増加し、輸入量は減少した。

区分 年	国内生産量 A t	輸入量 B t	輸出量 C t	国内消費量 A+B-C=D t	人口 E 千人	一人当り消費量 D/E g
平成5年	92,100	5,481	305	97,276	124,764	780
10	82,600	6,399	652	88,347	126,486	698
15	91,900	10,242	760	101,382	127,619	794
18	91,800	11,254	1,576	101,478	127,770	794
19	94,100	9,591	1,625	102,066	127,780	799
20	95,500	7,326	1,701	101,125	127,692	792
21	86,000	5,865	1,958	89,907	127,510	705
22	85,000	5,906	2,232	88,674	128,056	692
23	82,100	5,393	2,387	85,106	127,799	666
24	85,900	5,473	2,351	89,022	127,515	698
25	84,800	4,875	2,942	86,733	127,298	681
26	83,500	4,180	3,516	84,164	127,083	662
27	79,500	3,473	4,127	78,846	127,110	620

資料：1 農林水産省統計部による。

2 輸出入量は財務省貿易 統計による。

3 人口は総務省調査（推計人口）各年10月1日現在による。

なお27年人口は国勢調査速報値である。（暫定値）

② 緑茶飲料は平成10年に60万kl台となり、以降急増したが、平成18年248万klとなり以降横ばい傾向となっている。

緑茶系飲料向け原料を推計すると27年は2万8,132t、国内供給量(消費量)の36%にあたる。

緑茶ドリンク等の生産動向

千kl

年次	緑茶	ウーロン茶	紅茶	混合茶
平成5年	266	1,185	600	23
10	617	1,220	996	950
15	1,715	1,167	795	832
18	2,481	954	913	790
19	2,458	961	973	881
20	2,431	877	1,030	822
21	2,383	813	1,051	792
22	2,356	834	1,160	769
23	2,360	684	1,124	726
24	2,454	670	1,096	704
25	2,528	642	1,014	704
26	2,576	590	963	731
27	2,660	608	940	723
前年比%	103	103	98	99

資料：日刊経済通信社による。

(イ) 緑茶の家計内購入量

一般家庭における緑茶の購入量は、平成5年の1,335gをピークに、減少傾向で推移、平成20年より1,000gを割り込み、以降も漸減傾向となっている。

また、一世帯当り購入金額は平成16年に5千円台に21年は4千円台に減少している。一方、茶飲料の購入金額は平成16年の5,378円から5千円台に増加し、27年は6,146円(前年5,979円)となっている。

区分 年度	茶飲料 購入額 円	購入量 g	同1人当たり g	金額 円	同1人当たり 円	100g当たり 平均単価 円	世帯 人員 人
平成5	-	1,335	383	7,131	2,043	534	3.49
10	-	1,284	388	7,028	2,122	547	3.31
15	4,658	1,139	355	6,171	1,922	542	3.21
16	5,378	1,077	338	5,575	1,748	518	3.19
18	5,263	1,101	353	5,527	1,771	502	3.12
19	5,749	1,051	339	5,378	1,735	512	3.10
20	5,655	992	319	5,073	1,631	511	3.11
21	5,700	942	304	4,809	1,551	510	3.10
22	5,889	948	307	4,424	1,432	467	3.09
23	5,889	975	318	4,591	1,495	404	3.07
24	5,867	889	291	4,300	1,405	484	3.06
25	6,052	874	256	4,288	1,254	490	3.42
26	5,979	892	294	4,174	1,378	468	3.03
27	6,146	843	279	4,083	1,352	484	3.02
前年比%	103	95	95	98	98	103	100

資料：総務省家計調査による。

エ 茶の輸出入

(ア) 輸出

緑茶の輸出については、海外での日本食ブーム、茶の機能性への関心の高まりから、平成5年以降増加傾向にあり、平成17年に1千t台、22年に2千t台となり平成26年3千t台、27年は4,127tの輸出量となっている。

主な輸出国は、アメリカ1,698t（前年1,550t）で全体の41%を占めているほか、台湾735（570）、シンガポール280(256)、カナダ236（200）、ドイツ305（246）、香港116（89）、フランス78（61）、となっている。輸出国数は年々増加しており16年39カ国、24年58カ国、27年60カ国となっている。

一方、輸出金額については平成16年17億円から27年101億円となっている。

緑茶の輸出量

t、百万円；%

	元年	5年	10年	15年	20年	24年	25年	26年	27年
輸出量	635	305	652	760	1,701	2,351	2,942	3,516	4,127
対前年比	-	-	-	-	105	98	125	120	117
輸出額	-	-	-	-	3,344	5,053	6,610	7,799	10,106
対前年比	-	-	-	-	104	107	131	118	130

資料：財務省通関統計による。

平成27年輸出国別、輸出数量、金額

t；百万円

国名	数量	金額
合計(その他の国含む)	4,127	10,106
アメリカ	1,698	4,364
台湾	735	826
シンガポール	280	896
ドイツ	305	1,311
カナダ	236	421
ホンコン	116	395
フランス	78	220

資料：財務省通関統計による。

(イ) 輸入

緑茶の輸入については、緑茶飲料等の需要動向を反映して増加し、13年には過去最高の17,739tであった。その後は1万t台で推移したが、19年より1万t台を割っている。以降漸減傾向で推移し、平成27年には3千t台になっている。

主な輸入国は、中国 2,917 t（全体の 84%）、オーストラリア 370t(11%)、ベトナム 87 t (3%)である。

緑茶の輸入量

t ; %

	元年	5年	10年	15年	20年	24年	25年	26年	27年
輸入量	2,854	5,481	6,399	10,242	7,326	5,473	4,875	4,180	3,473
対前年比	-	-	-	-	76	101	89	86	83

資料： 財務省通関統計による。

公益社団法人 日本茶業中央会 貸借対照表

平成28年3月末日現在

一般会計

(単位：円)

科 目	当期	前期	増減
<b>I 資産の部</b>			
<b>1 流動資産</b>			
現金預金	13,918,400	17,635,840	△ 3,717,440
貯蔵品	1,736,897	2,069,562	△ 332,665
立替金	0	49,454	△ 49,454
未収入金	172,658	1,523,145	△ 1,350,487
流動資産合計	15,827,955	21,278,001	△ 5,450,046
<b>2 固定資産</b>			
工具器具備品	100,000	150,000	△ 50,000
事務所保証金	7,938,000	7,938,000	0
固定資産合計	8,038,000	8,088,000	△ 50,000
資産合計	23,865,955	29,366,001	△ 5,500,046
<b>II 負債の部</b>			
<b>1 流動負債</b>			
未払金	67,081	2,599,595	△ 2,532,514
預り金	63,912	63,435	477
流動負債合計	130,993	2,663,030	△ 2,532,037
<b>2 固定負債</b>			
預り保証金	4,420,710	4,420,710	0
固定負債合計	4,420,710	4,420,710	0
負債合計	4,551,703	7,083,740	△ 2,532,037
<b>III 正味財産の部</b>			0
<b>1 一般正味財産</b>	19,314,252	22,282,261	△ 2,968,009
<b>2 指定正味財産</b>	0	0	0
正味財産合計	19,314,252	22,282,261	△ 2,968,009
負債及び正味財産合計	23,865,955	29,366,001	△ 5,500,046

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

財務諸表の作成については「公益法人会計基準」（平成20年4月11日 平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会）を採用しています。

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
最終仕入原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
定率法
- (3) 消費税等の会計処理  
税込方式

### 2. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位：円)

科目	内容	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
工具器具備品	書籍	5,000,000	4,900,000	100,000

(注) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書について

貸借対照表の付属明細書、正味財産増減計算書の付属明細書は、貸借対照表の注記としましたが、記載事項はありません。

公益社団法人 日本茶業中央会 正味財産増減計算書

平成27年4月1日～平成28年3月末日

一般会計

(単位：円)

科 目	当期	前期	増減
<b>I 一般正味財産増減の部</b>			
<b>1 経常増減の部</b>			
(1) 経常収益			
① 受取会費	[ 17,225,475 ]	[ 19,235,635 ]	[ △ 2,010,160 ]
正会員受取会費	17,025,475	19,035,635	△ 2,010,160
特別会費	200,000	200,000	
② 事業収益	[ 1,371,019 ]	[ 1,718,675 ]	[ △ 347,656 ]
事業収益	1,371,019	1,718,675	△ 347,656
③ 負担金収入	[ 1,500,000 ]	[ 0 ]	[ 1,500,000 ]
負担金収入	1,500,000	0	1,500,000
④ 雑収益	[ 3,939 ]	[ 3,238 ]	[ 701 ]
受取利息	3,939	3,238	701
経常収益計	20,100,433	20,957,548	△ 857,115
(2) 経常費用			
<b>事業費</b>			
役員報酬	3,600,000	3,600,000	0
給料手当	2,107,467	2,107,467	0
賃金	231,550	450,100	△ 218,550
諸謝金	566,822	55,685	511,137
法定福利費	587,862	582,998	4,864
旅費交通費	1,243,110	1,599,606	△ 356,496
荷造運賃費	1,198,603	117,873	1,080,730
通信費	208,947	252,301	△ 43,354
減価償却費	50,000	50,000	0
消耗品費	671,996	1,863,378	△ 1,191,382
会議費	231,500	185,479	46,021
印刷製本費	2,029,447	2,145,033	△ 115,586
広告宣伝費	45,920	56,720	△ 10,800
賃借料	191,792	199,624	△ 7,832
保険料	17,510	19,660	△ 2,150
資料費	0	3,000	△ 3,000
共催負担金	1,745,975	1,404,635	341,340
新聞図書費	103,110	79,436	23,674
HP管理費	194,400	221,400	△ 27,000
事務所費	2,328,490	2,328,490	0
外注費	1,450,137	0	1,450,137
支払手数料	22,608	28,474	△ 5,866
<b>事業費計</b>	18,827,246	17,351,359	1,475,887
<b>管理費</b>			
役員報酬	1,200,000	1,200,000	0
給料手当	702,489	702,489	0
法定福利費	195,955	197,833	△ 1,878
交通費	395,880	395,260	620
荷造運賃費	13,471	12,037	1,434
通信費	57,632	51,780	5,852
消耗品費	114,208	118,480	△ 4,272
会議費	153,312	156,420	△ 3,108
賃借料	59,179	42,956	16,223
事務所費	498,950	498,950	0
支払手数料	602,214	589,916	12,298
交際費	32,400	0	32,400
光熱水費	98,296	92,788	5,508
租税公開	960	1,560	△ 600
旅費交通費	116,250	160,920	△ 44,670
<b>管理費計</b>	4,241,196	4,221,389	19,807
<b>経常費用計</b>	23,068,442	21,572,748	1,495,694
<b>当期経常増減額</b>	△ 2,968,009	△ 615,200	△ 2,352,809
<b>2 経常外増減の部</b>			
(1) 経常外収益	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 0 ]
(2) 経常外費用	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 0 ]
<b>当期経常外増減額</b>	0	0	0
<b>当期一般正味財産増減額</b>	△ 2,968,009	△ 615,200	△ 2,352,809
一般正味財産期首残高	22,282,261	22,897,461	△ 615,200
一般正味財産期末残高	19,314,252	22,282,261	△ 2,968,009

# 財産目録

平成28年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金預金	手許保管 普通預金 郵便貯金 三井住友銀行 農林中金 農林中金 農林中金 手許カレンダー等 諸口	運転資金として  運転資金として 運転資金として 運転資金として 運転資金として 在庫 同居法人分精算予定分	13,918,400
	現金			13,356
	預金			13,905,044
				28,066
				852,440
				32,821
				5,348,769
				7,642,948
貯蔵品			1,736,897	
未収入金			172,658	
流動資産合計				15,827,955
(固定資産)	その他固定資産	図書文献	公益目的保有財産 共有(82.35%公益目的、 17.65%管理運営目的)	8,038,000
				100,000
				7,938,000
工具器具備品	事務所保証金			
固定資産合計				8,038,000
資産合計				23,865,955
(流動負債)	未払金 預り金	印刷会社等 源泉所得税	印刷費等 給与分納期特例分	67,081
				63,912
流動負債合計				130,993
(固定負債)	預り保証金	事務所保証金	同居法人分預り保証金	4,420,710
固定負債合計				4,420,710
負債合計				4,551,703
正味財産				19,314,252

公益社団法人 日本茶業中央会 事業別正味財産増減計算書

平成26年4月1日～平成27年3月末日

一般会計

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合計
	公 1		
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	15,014,246	4,221,389	19,235,635
正会員受取会費	14,814,246	4,221,389	19,035,635
特別会費	200,000	0	200,000
事業収益	1,718,675	0	1,718,675
事業収益	1,718,675	0	1,718,675
雑収益	3,238	0	3,238
雑収益	3,238	0	3,238
経常収益計	16,736,159	4,221,389	20,957,548
(2) 経常費用			
事業費	17,351,359		17,351,359
役員報酬	3,600,000		3,600,000
給料手当	2,107,467		2,107,467
賃金	450,100		450,100
諸謝金	55,685		55,685
法定福利費	582,998		582,998
旅費交通費	1,599,606		1,599,606
荷造運搬費	117,873		117,873
通信費	252,301		252,301
減価償却費	50,000		50,000
消耗品費	1,863,378		1,863,378
会議費	185,479		185,479
印刷製本費	2,145,033		2,145,033
貯蔵品	0		0
広告宣伝費	56,720		56,720
賃借料	199,624		199,624
保険料	19,660		19,660
資料費	3,000		3,000
共催負担金	1,404,635		1,404,635
新聞図書費	79,436		79,436
HP管理費	221,400		221,400
事務所費	2,328,490		2,328,490
外注費	0		0
支払手数料	28,474		28,474
管理費		4,221,389	4,221,389
役員報酬		1,200,000	1,200,000
給料手当		702,489	702,489
法定福利費		197,833	197,833
交通費		395,260	395,260
荷造運搬費		12,037	12,037
通信費		51,780	51,780
消耗品費		118,480	118,480
会議費		156,420	156,420
賃借料		42,956	42,956
事務所費		498,950	498,950
支払手数料		589,916	589,916
光熱水料費		92,788	92,788
租税公課		1,560	1,560
旅費交通費		160,920	160,920
経常費用計	17,351,359	4,221,389	21,572,748
当期経常増減額	△ 615,200	0	△ 615,200
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 615,200	0	△ 615,200
一般正味財産期首残高			22,897,461
一般正味財産期末残高			22,282,261
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額			0
指定正味財産期首残高			0
指定正味財産期末残高			0
III 正味財産期末残高			22,282,261

## 平成 28 年度事業計画書

### 平成 28 年度における基本的な考え方

- 1 茶需要拡大対策を推進する。
- 2 安全・安心な茶の生産流通を推進する。
- 3 日本茶・茶文化の良さを世界に向けて発信する。
- 4 公益社団法人としての態勢整備を図る。

以上を踏まえ、平成 28 年度事業及び予算を以下のとおりとする。

### 1 事業計画

#### (1) 茶需要拡大対策の推進

- ① 茶業振興 5 路線を具現化するための行動を推進する。  
茶の機能・効能を網羅した「新版 茶の機能」を活用し、広く消費者への啓発活動を推進するほか、茶業関係者の茶の知識向上に努める。
- ② 小学校等への茶の導入手法の開発、栄養士への茶の情報提供等を通じ、茶知識の向上と普及を図る。
- ③ 特に消費地域でのイベント等への協賛による啓発活動を行う。
- ④ 第 69 回全国お茶まつりで採択された「水出し緑茶元年」の宣言の具現化各種イベント等とのタイアップによる水出し緑茶の呈茶の実施を図る。
- ⑤ 「緑茶の日」(平成 28 年 5 月 1 日)、「緑茶の週間」(4 月 29 日～5 月 5 日)の積極的な展開を図る。

#### (2) 安全・安心な茶の生産流通の推進

- ① 緑茶の表示の適正化の推進  
消費者が安全・安心な茶を選択し購入するため、緑茶及び緑茶飲料の表示、業者間取引等の適正な表示を推進するとともに、食品表示法の制定に伴い、自主基準である「緑茶の表示基準」の見直しを行う。
- ② 食品衛生法に基づく「食品中に残留する農薬等のポジティブリスト制度」の周知を図る。
- ③ 茶の品質の適正化、安全・安心な茶生産流通を推進するため、生産・流通関係者参加の研修会(茶審査技術研修等)を開催する。
- ④ 「地理的表示法」(特定農林水産物等の名称の保護に関する法律平成 26 年 6 月)、「地域団体商標制度」を活用し、茶のブランド化を促進するための情報の収集・提供を行なう。

#### (3) 国際的な動きに対応した組織活動の推進

茶(紅茶・緑茶・烏龍茶)は、コーヒーと並んで世界的に流通している食品であり

ISO、FAO、ITC など国際機関及び関係国が積極的に活動している。

わが国においては、「和食」のユネスコ無形文化遺産登録を機に日本茶の位置付けを明確にするとともに日本茶・日本茶文化を世界に向けて発信することにより、国内茶産業の活性化はもとより国内消費への情報支援として積極的に取り組む必要がある。

このため、日本茶輸出促進協議会の会員として、国が実施する輸出促進対策に積極的に参画し、輸出促進を図る。

① ISO（国際標準化機構）等への対応について

日本は ISO の組織である「食品専門部会・茶分科会（TC34/SC8）」の正式メンバー（P メンバー）として平成 25 年 12 月登録された。

これに伴い、農林水産省に国内審議団体の設置及び国内審議委員会の開催により、茶分科会 SC8 の下に「抹茶 WG」が設置されているが、わが国の抹茶の基準を国際的な位置づけとするよう検討を進める。日本茶業中央会は国内審議委員として積極的な活動を行う。

② FAO-IGG on TEA（茶に関する多国間協議）について

国際連合の食糧農業機関の「茶の政府間グループ」では主に農薬残留基準、世界的な流通と品質等についての検討を行っている。日本の残留基準の現状、安全基準の設定等について、その安全性について世界にアピールすると共に IGG で検討する基準の設定等に積極的に参画する。

③ オリンピック・パラリンピックの開催と茶・茶文化の提供方法について

2020 年に日本で開催されるオリンピック・パラリンピックに向けて、茶・茶文化の普及方法について検討を進める。

（4） 第 70 回全国お茶まつりの開催並びに各種表彰行事への後援と協力

① 三重県下で開催される「第 70 回全国お茶まつり」について、同県が設置する実行委員会に参画し、茶産業の振興、茶文化の普及を図る。

② 全国団体、都道府県団体等が開催する各種行事に対し、申請により賞状の交付、後援等を行う。

（5） 補助事業の実施について

平成 28 年度国の補助事業は公募方式で募集されている。茶業振興に係る事業について協議会等を通じ会員関係者と検討の上対応する。

① 予定されている事業

ア 平成 28 年度輸出に取り組む事業者向け対策事業（日本茶輸出促進協議会；日本茶業中央会事務局関係）  
輸出用茶の実証圃の設置、海外でのセミナーの開催、国際会議等への参画等

イ 平成 28 年度青果物（茶）流通システム高度化事業（日本茶ニュービジネス育成  
強化運営協議会；日本茶業中央会事務局）  
小・中学校、高校等への茶の導入手法の検討、茶専門店の活性化の検討を行う。

（6） 各種調査・情報収集等

- ① 消費者への情報の提供、茶関係者の基礎資料とするため「茶関係資料」（平成 28 年版）の作成・配布を行う。また、平成 25 年 11 月に発刊した「茶の機能」の PR とその活用を図る。
- ② 茶業の振興に資するため、各種の研究会、関連行事等に参画、協力する。

（7） 茶業文庫等の保管、整備

茶に関する文献、資料等の充実とその活用を図るとともに、茶業文庫に保管されている歴史的に貴重な書籍の管理を行う。

（8） 会費の見直しと合せ本会の組織の在り方についての検討を進める。

（9） 平成 28 年度において資金調達及び設備投資の見込はない。

記載要領： 下表の水色欄(部分)を記載してください。また、必要に応じて、行を追加・削除してください。

法人コード	A017183
法人名	公益社団法人日本茶業中央会

【別表G】収支予算の事業別区分経理の内訳表

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(単位:円)

科目	公益目的事業会計								収益事業等会計				法人会計	内部取引控除	合計	
	公1	公2	公3	公4	公5	公6	共通	小計	収1	他1	共通	小計				
I 一般正味財産増減の部																
1. 経常増減の部																
(1) 経常収益																
基本財産運用益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中科目別記載																
特定資産運用益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中科目別記載																
受取入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中科目別記載																
受取会費	12,110,250	0	0	0	0	0	0	12,110,250	0	0	0	0	5,523,750	0	17,634,000	
受取会費	12,110,250							12,110,250					5,523,750		17,634,000	
事業収益	2,000,000	0	0	0	0	0	0	2,000,000	0	0	0	0	0	0	2,000,000	
事業収益	2,000,000							2,000,000							2,000,000	
受取補助金等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中科目別記載																
受取負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中科目別記載																
受取寄付金	100,000	0	0	0	0	0	0	100,000	0	0	0	0	0	0	100,000	
受取寄付金	100,000							100,000							100,000	
雑収益	21,000	0	0	0	0	0	0	21,000	0	0	0	0	0	0	21,000	
雑収益	21,000							21,000							21,000	
<b>経常収益計</b>	<b>14,231,250</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>14,231,250</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>5,523,750</b>	<b>0</b>	<b>19,755,000</b>	
(2) 経常費用																
事業費	21,449,250	0	0	0	0	0	0	21,449,250	0	0	0	0		0	21,449,250	
役員報酬	3,750,000							3,750,000							3,750,000	
給料手当	2,107,500							2,107,500							2,107,500	
賞金	140,000							140,000							140,000	
諸謝金	300,000							300,000							300,000	
退職給付費用	3,824,250							3,824,250							3,824,250	
法定福利費	637,500							637,500							637,500	
旅費交通費	1,585,000							1,585,000							1,585,000	
荷造運搬費	270,000							270,000							270,000	
通信費	275,000							275,000							275,000	
減価償却費	50,000							50,000							50,000	
消耗品費	697,000							697,000							697,000	
会議費	170,000							170,000							170,000	
印刷製本費	2,660,000							2,660,000							2,660,000	
貯蔵品	300,000							300,000							300,000	
広告宣伝費	100,000							100,000							100,000	
賃借料	150,000							150,000							150,000	
保険料	20,000							20,000							20,000	
資料費	100,000							100,000							100,000	
共催負担金	1,220,000							1,220,000							1,220,000	
新聞図書費	100,000							100,000							100,000	
HP管理費	300,000							300,000							300,000	
事務所費	2,357,000							2,357,000							2,357,000	
外注費	290,000							290,000							290,000	
支払手数料	46,000							46,000							46,000	
雑費	0							0							0	
管理費													5,523,750	0	5,523,750	
役員報酬													1,250,000		1,250,000	
給料手当													702,500		702,500	
退職給付費用													1,274,750		1,274,750	
法定福利費													212,500		212,500	
交通費													400,000		400,000	
荷造運搬費													50,000		50,000	
通信費													50,000		50,000	
消耗品費													60,000		60,000	
会議費													100,000		100,000	
賃借料													100,000		100,000	
事務所費													499,000		499,000	
支払手数料													600,000		600,000	
交際費													20,000		20,000	
光熱水料費													95,000		95,000	
租税公課													0		0	
旅費交通費													100,000		100,000	
雑費													10,000		10,000	
<b>経常費用計</b>	<b>21,449,250</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>21,449,250</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>5,523,750</b>	<b>0</b>	<b>26,973,000</b>	
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 7,218,000	0	0	0	0	0	0	△ 7,218,000	0	0	0	0	0	0	△ 7,218,000	
基本財産評価損益等								0							0	
特定資産評価損益等								0							0	
投資有価証券評価損益等								0							0	
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当期経常増減額	△ 7,218,000	0	0	0	0	0	0	△ 7,218,000	0	0	0	0	0	0	△ 7,218,000	
2. 経常外増減の部																
(1) 経常外収益																
中科目別記載								0							0	
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(2) 経常外費用																
中科目別記載								0							0	
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計振替額								0							0	
当期一般正味財産増減額	△ 7,218,000	0	0	0	0	0	0	△ 7,218,000	0	0	0	0	0	0	△ 7,218,000	

# 公益社団法人日本茶業中央会 役員給与規程

平成 25 年 4 月 1 日 制 定  
平成 25 年 6 月 26 日 一部改正

(趣 旨)

第 1 条 公益社団法人日本茶業中央会（以下「中央会」という。）の役員に関する事項は、この規程に定めるところによる。

(常勤役員給与の種類)

第 2 条 中央会の常勤の役員（以下「常勤役員」という。）の給与は、俸給、通勤手当及び期末手当とする。

(俸給月額)

第 3 条 常勤役員俸給月額は、年度予算の範囲内で会長が別に定めるものとする。

(俸給の支給)

第 4 条 常勤役員俸給は、毎月 16 日に支払うものとし、支払日が休日に当たるときは前日に繰り上げて支払う。

2 俸給は、その月の月額全額から租税公課、社会保険の個人負担金及びこれに準ずるものを控除した金額を現金で支払う。

(俸給の計算)

第 5 条 月の途中で移動を生じた常勤役員はその月に係る俸給額は、その者の俸給の月額にその者の当該月における在職日数を乗じた額を 30 をもって除して得た額とする。

(通勤手当)

第 6 条 通勤手当は、交通機関を利用し通勤する常勤役員に対し、毎月、その者の 1 箇月の通勤に要する運賃の額に相当する額を支給する。

(期末手当)

第 7 条 常勤役員期末手当は、3 月 15 日、6 月 30 日及び 12 月 10 日（これらの日が休日にあたるときはそれぞれの前日）にそれぞれ在職する役員に対して支給することができる。これらの支給日前 1 月以内に退職し、又は死亡した役員についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの支給日現在において常勤役員が受けるべき俸給の月額に、3 月 15 日に支給するときにおいては 100 分の 50、6 月 30 日に支給するときにおいては 100 分の 220、12 月 10 日に支給するときにおいては 100 分の 250 を乗じて得た額の範囲内で会長が定めた金額とする。

付 則

この規程は、公益社団法人設立登記日から実施する。

付 則

この規程は、平成 25 年 6 月 26 日から実施する。

# 公益社団法人 日本茶業中央会 役員退職手当規程

平成 25 年 4 月 1 日 制 定  
平成 25 年 6 月 26 日 一部改正

- 第 1 条 公益社団法人日本茶業中央会の常勤役員（以下「役員」という。）の退職手当の支給に関する事項は、この規程の定めるところによる。
- 第 2 条 退職手当は、役員が退職または死亡した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。
- 2) 役員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び同一の役職となったときは、前項の規定にかかわらず当該退職にともなう退職手当は支給しない。
- 第 3 条 退職手当の額は、在職期間 1 年につき、その者の退職の時ににおける俸給月額額の 100 分の 100 を乗じて得た額に相当する金額以内の金額とする。
- 第 4 条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、同一の役職の役員として引き継いだ  
在職期間による。
- 2) 前項の規定による在職期間の年数については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、一年に満たない端数を生じたときは一年とする。
- 3) 役員の任期満了の日又はその翌日に再び同一の役職に専任されたときは、その者の退職手当の支給に関しては、引き続いて在職したものとみなす。
- 4) 役員が任期満了の日以前において、役職を異にする役員に選任されたときは、その者の退職手当の支給に関しては、その任命の日の前日に退職したものとみなす。
- 第 5 条 第 2 条第 1 項に規定する遺族の範囲及びそれらの者が退職手当を受ける順位については、労働基準法施行規則第 42 条に定めるところを準用する。
- 第 6 条 会長は、毎年事業年度末において、当該年に在職する常勤の役員について必要とする退職手当金総額の 50%以上に相当する額を積立しておかなければならない。

付 則

この規程は、公益社団法人設立登記日から実施する。

付 則

この規程は、平成 25 年 6 月 26 日から実施する。